

株 主 各 位

東京都港区赤坂八丁目4番14号
株式会社 青山財産ネットワークス
代表取締役社長 蓮 見 正 純

第26回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第26回定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、同封の議決権行使書用紙の郵送又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ平成29年3月27日(月曜日)午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 平成29年3月28日(火曜日)午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都港区元赤坂二丁目2番23号
明治記念館 2階 蓬莱の間
ご来場の際は、末尾の会場ご案内図をご参照ください。 |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第26期(平成28年1月1日から平成28年12月31日まで)
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第26期(平成28年1月1日から平成28年12月31日まで)
計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 取締役11名選任の件 |
| 第2号議案 | 監査役1名選任の件 |

以 上

- ~~~~~
- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ・株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト (<http://www.azn.co.jp>) に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

当日ご出席願えない場合は、同封の議決権行使書用紙の郵送による議決権行使、又はインターネットによる議決権行使をお願い申し上げます。

なお、当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書用紙）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

1. 議決権行使書用紙の郵送による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年3月27日（月曜日）午後5時30分までに到着いたしますように、ご返送ください。

2. インターネットによる議決権行使

インターネットにより議決権を行使される場合は、以下をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

① 議決権行使サイトについて

(1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時まででは取り扱いを休止します。）

※「iモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標又は登録商標です。

(2) パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

(3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

(4) インターネットによる議決権行使は、平成29年3月27日（月曜日）の午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

② インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト (<http://www.evotef.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

③ 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

④ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、ポケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

(添付書類)

事業報告

(平成28年1月1日から
平成28年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、金融緩和を背景に、企業収益や雇用・所得環境の緩やかな改善傾向が見られるものの、海外において新興国経済の減速や英国のEU（欧州連合）離脱、米国の新政権への移行などにより為替、株価が乱高下するなど、先行きは不透明な状況にあります。当社グループにとって影響の大きい不動産業界においては、東京都内をはじめとする都市部と地方都市との、土地価額の二極化が顕著に表れており、特に都心5区の収益不動産市場においては、購入需要が非常に高まっております。

人が幸せになるためには、「財・体・心」の三つの要素が充実し、かつバランスが取れていることが必要であります。当社グループは、その中の「財」、すなわち経済的基盤の部分を支え、多くの方の幸せに貢献していくため、個人財産の承継、運用、管理のコンサルティングと、企業の事業承継コンサルティング、そして個人財産の3分の2を占める不動産の有効活用、購入、売却等の不動産ソリューションなどの財産コンサルティングを、「財産は幸せな人生を送るための土台である。」という考え方にに基づき行ってまいりました。

人口減少や、進行する団塊世代の高齢化など、社会環境についても大きな変化を迎えており、今後20年は続くと予想される事業承継と財産運用、相続対策のニーズを的確にとらえるべく、私たちはお客様に寄り添い、より良い方向に導くお手伝いができるよう、総合財産コンサルティング事業に取り組んでまいりました。

当社グループは、「100年後もあなたのベストパートナー」を企業理念に掲げ、専門知識を身に付け、人間力を養い、いつでもお客様の期待に応えられる行動力を身に付け、独立系総合財産コンサルティング会社として、お客様に満足していただけるグループになれるよう、グループ一丸となって邁進してまいります。

なお、当社は、改正不動産特定共同事業法に基づく「特別目的会社（SPC）」を活用した不動産特定共同事業」のスキームを活用した地方創生事業第1号案件として、石川県小松市が計画する都市再生整備計画の重点項目の一つである、JR小松駅前の旧大和小松店跡地に公共施設、教育施設、宿泊施設、商業施設などを配した複合施設を建設するプロジェクトに着手いたしました。

この度、平成28年6月30日に起工式を行い、平成29年秋に竣工予定であります。

地方都市を中心とした駅前再開発事業や市街地再開発事業のニーズは高まりつつあります。当社では、社会貢献の一環として地域経済発展に寄与すべく、地方創生事業に積極的に取り組んでまいります。

なお、ADVANTAGE CLUBのご提供については、今後も積極的に行ってまいります。

さらに、当社は、株式会社日本M&Aセンターとの間で、事業承継、財産活用に関する総合コンサルタント業を目的とした合弁会社「株式会社事業承継ナビゲーター」を平成28年8月4日に設立いたしました。

事業承継にあたって直面する様々な問題（相続対策、後継者の選定および育成、M&A、承継後の財産運用など）について総合的に対応できるプロフェッショナルはこれまで存在せず、適切なサポートを受けられない経営者の方が数多くいらっしゃいます。

当社と株式会社日本M&Aセンターでは、お客様の経営の承継における様々な選択肢の提供と財産の承継に関し互いの強みを活かしながら、ワンストップでコンサルティングができるよう業務提携を進めてまいりました。

今後は、業務提携関係をより強固なものとし、これまで培ってきた双方のノウハウを最大限に活かし、事業承継を成功に導き、経営者や家族の生活を豊かにするためのプロフェッショナル集団として、その課題解決に貢献できるよう努めてまいります。

以上の結果、当連結会計年度における営業収益は14,420百万円（前連結会計年度比1.0%増）、営業利益は751百万円（前連結会計年度比54.7%増）、経常利益は628百万円（前連結会計年度比33.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は587百万円（前連結会計年度比13.3%増）となりました。

当社グループは、財産コンサルティング事業のみの単一セグメントであります。当連結会計年度における営業収益の区分別業績は次の通りであります。

区 分	第25期 (平成27年12月期)		第26期 (平成28年12月期)		前連結会計年度比増減	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
財産コンサルティング*収益	2,366	16.6	3,123	21.7	757	32.0
不動産取引収益	10,537	73.8	10,147	70.4	△389	△3.7
サブリース収益	1,245	8.7	1,101	7.6	△143	△11.5
その他収益	127	0.9	47	0.3	△79	△62.5
合 計	14,275	100.0	14,420	100.0	144	1.0

(イ) 財産コンサルティング収益

財産コンサルティングは、資産家を対象とする個人財産コンサルティングと法人を対象とする企業の事業承継コンサルティングに大別されます。

財産コンサルティング収益は、3,123百万円（前連結会計年度比32.0%増）を計上いたしました。

(ロ) 不動産取引収益

不動産取引収益は、財産コンサルティングの一環として、顧客の資産運用ニーズへの対応を図るべく当社が手掛けております不動産特定共同事業法に基づく不動産共同所有システム「ADVANTAGE CLUB」を2件組成したこと、収益不動産の購入コンサルティングの成約等により10,147百万円（前連結会計年度比3.7%減）の計上となりました。

(ハ) サブリース収益

サブリース収益は、1,101百万円（前連結会計年度比11.5%減）を計上いたしました。

(ニ) その他収益

その他収益は、全国ネットワーク会費等により47百万円（前連結会計年度比62.5%減）の計上となりました。

② 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、金融機関からの借入および社債発行により10,700百万円の調達を実施いたしました。そのうち不動産共同所有システム「ADVANTAGE CLUB」用物件2件の仕入れ資金として、総額7,480百万円を調達いたしました。当連結会計年度中に2件ともに組成したため、4,280百万円返済しております。なお、3,200百万円に関しましてはシンジケートローンへの借換えのため全額返済しております。

当連結会計年度末における有利子負債の残高は、上記資金調達および返済と社債等の発行および償還により前連結会計年度末比1,339百万円増の3,551百万円となりました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の処分の状況
- (イ)他の会社の株式その他の持分の処分の状況
該当事項はありません。
- (ロ)他の会社の株式その他の持分の取得の状況
該当事項はありません。
- (ハ)他の会社の新株予約権の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 財産および損益の状況

区 分	第23期 (平成25年12月期)	第24期 (平成26年12月期)	第25期 (平成27年12月期)	第26期 (当連結会計年度) (平成28年12月期)
営 業 収 益 (百万円)	6,369	9,305	14,275	14,420
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	201	362	518	587
1株当たり当期純利益 (円)	18.52	30.98	44.21	49.75
総 資 産 (百万円)	4,698	5,930	7,220	9,258
純 資 産 (百万円)	2,151	2,447	2,909	3,329
1株当たり純資産額 (円)	183.17	207.26	245.43	279.72

(注) 当社は、平成26年1月1日付で株式1株につき100株の割合をもって株式分割を行っておりますが、第23期期首に株式分割が行われたものと仮定して「1株当たり当期純利益」および「1株当たり純資産額」を算定しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
㈱青山総合エステート	3百万円	100%	不動産管理
㈱暁事業再生ファンド	3百万円	100	匿名組合財産の運用および管理
㈱プロジェクト	10百万円	100	経営コンサルタント
㈱日本資産総研	195百万円	100	財産活用に関する総合コンサルタント業
㈱日本資産総研ワークス	20百万円	(100)	財産活用に関する総合コンサルタント業
㈱日本資産総研コンサルタント	10百万円	(100)	不動産の売買および賃貸の仲介
Aoyama Wealth Management Pte. Ltd.	50千シンガポールドル	100	海外における総合財産アドバイス
Aoyama Zaisan Networks USA, Inc.	450万米ドル	100	資産運用・保全コンサルティング

- (注) 1. 前連結会計年度において連結子会社でありました合同会社青山ライフプロモーションは、当社が基金を全額拠出した一般社団法人青山ライフプロモーションが出資する特別目的会社でしたが、当連結会計年度において、当社は一般社団法人青山ライフプロモーションの基金の返還を受け、また、合同会社青山ライフプロモーションは支配力基準により実質的に支配していると認められなくなったため、同社を連結の範囲から除いております。また、有限会社ふるさと再生ファンドは清算したため、連結の範囲から除いております。
2. Aoyama Zaisan Networks USA, Inc. は当期中に増資（資本金増加額440万米ドル）を行いました。
3. () は、間接所有であります。

(4) 対処すべき課題

① 経営方針

(イ) 経営の基本方針

当社グループは、全国の資産家並びに企業経営者の様々な課題解決にワンストップで応えるべく、最高のソリューションの提供を通じ、財産の承継・運用・管理を通してお客様の幸せに貢献してまいります。

(ロ) 目標とする経営指標

当社グループは、独立系総合財産コンサルティングという、コンサルティング分野の新しいビジネスモデルを構築し、顧客の幅広い支持をいただき現在に至っております。

激動する経済環境の中で、財産の保全と企業の価値の向上を実現するためには、顧客の財産の状況を把握し、様々な環境の違いの中におられる顧客に適切な情報の提供および解決策を提案できる、当社の財産コンサルティングが必要不可欠であります。また、財産コンサルティングには中立的な立場が求められます。

当社グループでは業界の独立系リーディングカンパニーとして、「個人資産家」や「企業経営者」に向けて、「圧倒的な情報量を、圧倒的な分析力で、圧倒的な提案力に」をもとに総合財産コンサルティングサービスを実現させ、長期的・継続的な顧客との関係の構築および新規顧客の獲得に努めることで、安定的かつ継続的な経営を目指してまいります。

(ハ) 中長期的な会社の経営戦略

当社グループでは、「財産コンサルティング業界のリーディングカンパニー」として、高品質の総合財産コンサルティングサービスを実現し、「財産のことなら青山財産ネットワークス」と多くの方に言ってもらえるブランドの確立を目指すために、中長期的な経営戦略として以下の通り考えております。

a. 品質の向上

独立系総合財産コンサルティング会社として、「100年後もあなたのベストパートナー」を実現するために、顧客のニーズを的確に捉え、高品質のサービスを提供することが私達の最大の使命であると考えております。「未来が約束されない時代」を迎え、不安定な経済環境の中で顧客の課題解決に向け、最新の法規制や会計制度、金融業界および不動産業界をはじめとする様々な業界を熟知した上で、専門的な知識や経験とノウハウをもとに財産コンサルティングを行い顧客に満足していただくことであります。そのために当社グループでは、日常的なOJTに重点を置

き、コンサルタントの技術的な知識の向上、様々な諸制度の情報やプロジェクトにおけるベストプラクティスの共有を図るため、経験豊富な有資格者やコンサルタントを中心として社内勉強会を開催しております。また、知識・経験はもとよりコンサルタント一人一人が高邁な精神と高潔な倫理観を絶えず保持し、普遍的な「社会良識」と高い「遵法意識」をもって行動し、サービスの品質向上を図ってまいります。

b. 新商品・サービス開発体制

継続的な企業成長を実現するために、当社グループでは競合他社との差別化を図り、既存顧客や潜在顧客に向けた、独自の商品・サービスを継続的に提供する開発体制を強化する必要があります。

その強化策として、当社および全国53拠点あるネットワークグループ（全国ネットワークならびにNSSSTPSビジネスモデル協会）は、各社が保有する〈商品・サービス〉〈成功事例〉〈事業化相談事案〉を共有し、連携して事業を発展させる仕組みである「知財ICHIBA」ならびに「事例研究会」を定期的で開催しております。「知財ICHIBA」に出展された商品・サービスは、常にフィードバックされ、販路拡大と収益拡大を目指し、日々ブラッシュアップが図られております。当社およびネットワークグループのノウハウを最大限に活かし、全国どこでも「財産承継」「事業承継」「財産運用」に係る総合的な財産コンサルティングを実現いたします。

② 内部統制の強化およびコーポレート・ガバナンスの充実

顧客の財産保全・承継を図るためには、常に公正・中立の姿勢で顧客の立場に立った提案を行う必要があるとの方針に基づき、コンプライアンスを重視した経営およびこれを実践するためのコーポレート・ガバナンスの確立が肝要であります。これに対応するためにも組織体制の整備とともに内部管理体制の強化を図り、コーポレート・ガバナンスの充実および向上に取り組んでまいります。

(5) 主な事業内容（平成28年12月31日現在）

収益区分	事業内容
財産コンサルティング収益	個人・法人を含めた顧客からの財産の承継・運用・管理の相談から実行までをサポートする財産・財務コンサルティング業務から得られる収益であります。
不動産取引収益	顧客の運用ニーズに応えるため個別物件の販売および当社の開発した「不動産共同所有システム（ADVANTAGE CLUB）」の販売による収益であります。
サブリース収益	資産家等の保有する賃貸物件を当社グループが借受けて運用することにより得られる収益であります。
その他収益	セミナー開催、財産・財務コンサルティングに関連する書籍の発刊などから得られる収益であります。

(6) 主要な事業所（平成28年12月31日現在）

当 社	本社：東京都港区赤坂八丁目4番14号
㈱ 青山総合エステート	本社：東京都港区赤坂八丁目4番14号
㈱ プロジェクト	本社：東京都港区赤坂八丁目4番14号
㈱ 日本資産総研	本社：東京都千代田区神田平河町1番地
㈱ 日本資産総研ワークス	本社：千葉県習志野市谷津一丁目16番1号
㈱ 日本資産総研コンサルタント	本社：東京都千代田区神田平河町1番地

(7) 使用人の状況（平成28年12月31日現在）

使用人数	前連結会計年度末比増減
168名	20名増

(注) 1. 使用人数は就業人員であります。

2. 従業員数が前連結会計年度末に比べ20名増加しましたのは、業容の拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年12月31日現在）

借入先	借入額
㈱ 東日本銀行	430,000千円
㈱ 新生銀行	200,000千円
㈱ 神奈川銀行	189,950千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式会社の株式に関する事項（平成28年12月31日現在）

① 発行可能株式総数 28,800,000株

② 発行済株式の総数 11,864,100株

（注）ストック・オプションの行使により、発行済株式の総数は92,900株増加しております。

③ 株主数 4,876名

④ 大株主の状況（上位10名）

株 主 名	所有株数(株)	持株比率(%)
蓮 見 正 純	1,207,100	10.17
株 式 会 社 M I D イ ン ベ ス ト メ ン ト	670,000	5.65
鷹 野 保 雄	650,700	5.48
島 田 睦	300,700	2.53
岩 瀬 英 一 郎	276,200	2.33
M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S	249,800	2.11
杉 村 富 生	215,900	1.82
株 式 会 社 日 本 M & A セ ン タ ー	150,000	1.26
岩 瀬 博 子	105,900	0.89
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	104,600	0.88

（注）自己株式は保有しておりません。

(2) 株式会社の新株予約権等に関する事項

- ① 当事業年度末日における職務執行の対価として交付された新株予約権の概要
(平成28年12月31日現在)

	第3回新株予約権
発行決議日	平成25年6月18日
新株予約権の数	994個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 99,400株 (新株予約権1個につき、100株) (注) 1
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり34,600円 (1株当たり346円) (注) 1
権利行使期間	平成27年6月19日から 平成29年6月18日まで
行使の条件	(注) 2

(注) 1. 平成26年1月1日付で普通株式1株を100株に分割する株式分割を行っており、上表の「新株予約権の目的となる株式の種類と数」および「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

2. 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、当社平成25年12月期および平成26年12月期の2期間の連結営業利益の平均が300百万円以上を計上した場合に権利行使できるものとする。
- ②新株予約権者は、権利行使期間開始日から1年間は割当てを受けた新株予約権の総数の50%（係る割合に基づき計算した新株予約権の個数に1個未満の端数が生じる場合は当該端数を切り捨てた新株予約権の個数）を権利行使することができるものとし、当該1年間経過の翌日から権利行使期間終了日までの期間については残りの新株予約権について権利行使できるものとする。
- ③新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役および従業員の地位にあることを要するものとする。
- ④新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。係る相続人による新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約書に定めるところによるものとする。

- ② 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	当社取締役 (社外取締役を除く)		当社社外取締役		当社監査役	
	新株予約権 の数	人数	新株予約権 の数	人数	新株予約権 の数	人数
第3回新株 予約権	120個	2名	一個	一名	一個	一名

(注) 取締役2名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

- ③ 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人、子会社の役員および使用人に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

- ④ その他新株予約権等に関する重要事項
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（平成28年12月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	蓮 見 正 純	㈱青山総合エステート 取締役 ㈱プロジェクト 代表取締役 ㈱日本資産総研 取締役 Aoyama Wealth Management Pte.Ltd. Managing Director Aoyama Zaisan Networks USA, Inc. President ㈱事業承継ナビゲーター 代表取締役社長 ㈱ディー・エフ・アール総合研究所 取締役
取 締 役	八 木 優 幸	統括事業本部長 ㈱日本資産総研 取締役 Aoyama Wealth Management Pte.Ltd. Director
取 締 役	松 浦 健	不動産事業本部長 ㈱青山総合エステート 代表取締役 ㈱日本資産総研 取締役
取 締 役	鷹 野 保 雄	総合情報ネットワーク事業本部長 ㈱日本資産総研 代表取締役社長 ㈱日本資産総研ワークス 代表取締役会長 ㈱日本資産総研コンサルタント 代表取締役会長
取 締 役	水 島 慶 和	管理本部長 ㈱青山総合エステート 取締役 ㈱プロジェクト 取締役 ㈱日本資産総研 監査役 ㈱日本資産総研ワークス 監査役 ㈱日本資産総研コンサルタント 監査役 新生青山パートナーズ㈱ 取締役
取 締 役	中 谷 誠 道	財産コンサルティング事業本部長 ㈱日本資産総研 取締役
取 締 役	島 根 伸 治	事業承継コンサルティング事業本部長 ㈱プロジェクト 取締役 ㈱日本資産総研 取締役 ㈱事業承継ナビゲーター 取締役 新生青山パートナーズ㈱ 代表取締役
取 締 役	小 川 隆 臣	NSS事業本部長 ㈱日本資産総研 専務取締役 ㈱日本資産総研ワークス 代表取締役社長 ㈱日本資産総研コンサルタント 取締役
取 締 役	島 田 晴 雄	岡谷鋼機㈱ 社外取締役 ㈱レジェンド・パートナーズ 社外取締役
取 締 役	渡 邊 啓 司	㈱朝日工業社 社外取締役 SBIホールディングス㈱ 社外取締役
取 締 役	長 坂 道 広	㈱日本M&Aセンター 総合企画本部営業支援部 営業支援部長 ㈱事業承継ナビゲーター 代表取締役副社長

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
常 勤 監 査 役	島 田 洋 一 郎	㈱青山総合エステート 監査役 ㈱プロジェクト 監査役 ㈱事業承継ナビゲーター 監査役
監 査 役	中 塚 久 雄	
監 査 役	杉 田 圭 三	㈱CWM総合経営研究所 代表取締役 税理士法人CWM総研 代表社員 ㈱青山財産ネットワークス埼玉 代表取締役
監 査 役	六 川 浩 明	小笠原六川国際総合法律事務所 代表弁護士 ㈱夢真ホールディングス 社外監査役 ㈱システムソフト 社外監査役 ㈱医学生物学研究所 社外監査役 東海大学大学院実務法学研究科 教授 産業技術大学院大学 講師

- (注) 1. 取締役島田晴雄氏、取締役渡邊啓司氏および取締役長坂道広氏は社外取締役であります。
2. 常勤監査役島田洋一郎氏、監査役杉田圭三氏および監査役六川浩明氏は社外監査役であります。
3. 常勤監査役島田洋一郎氏は銀行・証券業界における幅広い業務経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役杉田圭三氏は税理士としての豊富な経験と専門知識があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、取締役島田晴雄氏、取締役渡邊啓司氏、常勤監査役島田洋一郎氏および監査役六川浩明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当事業年度中の取締役および監査役の異動は次の通りであります。
・平成28年3月30日開催の第25回定時株主総会において、新たに島根伸治氏、小川隆臣氏が取締役に選任され、就任いたしました。
・平成28年3月30日開催の第25回定時株主総会において、新たに中塚久雄氏が監査役に選任され、就任いたしました。
7. 当社では執行役員制度を導入しております。平成28年12月31日現在の執行役員は次の通りであります。

※印は取締役兼務者であります。

会社における地位	氏 名	担 当 職 名
常 務 執 行 役 員 ※	八 木 優 幸	統括事業本部長
常 務 執 行 役 員 ※	松 浦 健	不動産事業本部長
常 務 執 行 役 員 ※	鷹 野 保 雄	総合情報ネットワーク事業本部長
執 行 役 員 ※	水 島 慶 和	管理本部長
執 行 役 員 ※	中 谷 誠 道	財産コンサルティング事業本部長
執 行 役 員 ※	島 根 伸 治	事業承継コンサルティング事業本部長
執 行 役 員 ※	小 川 隆 臣	NSS事業本部長
執 行 役 員	高 田 吉 孝	財産コンサルティング事業本部副本部長
執 行 役 員	伊 藤 文 人	NSS事業本部
執 行 役 員	山 梨 純 一	NSS事業本部

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役並びに各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役 島田晴雄氏、取締役 渡邊啓司氏および取締役 長坂道広氏につきましては5百万円又は法令が定める額のいずれか高い額、監査役 島田洋一郎氏、監査役 中塚久雄氏、監査役 杉田圭三氏および監査役 六川浩明氏につきましては5百万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

③ 取締役および監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	9名 (3)	177,670 千円 (17,800)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	4名 (3)	20,250 千円 (17,550)
合 計	13名 (6)	197,920 千円 (35,350)

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。また、ストック・オプション報酬として割り当てた新株予約権に係る当事業年度における費用計上額として、次の金額が含まれております。

・取締役6名 210千円

2. 取締役の報酬限度額は、平成19年3月24日開催の第16回定時株主総会決議において年額500百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。

3. 監査役の報酬限度額は、平成14年3月20日開催の第11回定時株主総会決議において年額500百万円以内と決議いただいております。

③ 社外役員に関する事項

(イ) 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役 島田晴雄氏は、岡谷鋼機㈱社外取締役および㈱レジェンド・パートナーズ社外取締役を兼務しております。これらの重要な兼職先と当社との間には、特別な関係および取引関係はありません。
- ・取締役 渡邊啓司氏は、㈱朝日工業社社外取締役およびSBIホールディングス㈱社外取締役を兼務しております。これらの重要な兼職先と当社との間には、特別な関係および取引関係はありません。
- ・取締役 長坂道広氏は、㈱日本M&Aセンター総合企画本部営業支援部営業支援部長および㈱事業承継ナビゲーター代表取締役副社長を兼務しております。㈱日本M&Aセンターと当社は企業オーナーへの財産・事業承継・不動産コンサルティングについての業務提携を行っております。㈱事業承継ナビゲーターと当社の間にはセミナーおよび広告宣伝活動の企画・運営に関する業務委託契約を締結しております。
- ・監査役 島田洋一郎氏は、㈱事業承継ナビゲーター監査役を兼務しております。㈱事業承継ナビゲーターと当社の間にはセミナーおよび広告宣伝活動の企画・運営に関する業務委託契約を締結しております。
- ・監査役 杉田圭三氏は、㈱CWM総合経営研究所代表取締役、税理士法人CWM総研代表社員および㈱青山財産ネットワークス埼玉代表取締役を兼務しております。㈱CWM総合経営研究所と当社との間には、事業および組織としての効率化と強化に関する業務委託契約を締結しております。税理士法人CWM総研と当社との間には、特別な関係および取引関係はありません。㈱青山財産ネットワークス埼玉とは、当社との間で「青山財産ネットワークスグループ 全国ネットワーク 加入契約」を締結しており、当社の全国ネットワークに加入しております。
- ・監査役 六川浩明氏は、小笠原六川国際総合法律事務所代表弁護士、㈱夢真ホールディングス社外監査役、㈱システムソフト社外監査役、㈱医学微生物学研究所社外監査役、東海大学大学院実務法学研究科教授および産業技術大学院大学講師を兼務しております。これらの重要な兼職先と当社との間には、特別な関係および取引関係はありません。

(ロ) 当事業年度における主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会および監査役会への出席状況	取締役会および監査役会における発言その他の活動状況
島田晴雄 (社外取締役)	9年9ヶ月	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席し、書面決議を3回行いました。	長年の研究活動等を通じて培われた経済学の専門家としての見識に基づき、質問、提言等を適宜行うことなどにより、監督機能を果たしております。
渡邊啓司 (社外取締役)	5年9ヶ月	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席し、書面決議を3回行いました。	豊富な知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を図るための発言、助言を行っております。
長坂道広 (社外取締役)	2年9ヶ月	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席し、書面決議を3回行いました。	豊富な知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を図るための発言、助言を行っております。
島田洋一郎 (社外監査役)	2年9ヶ月	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席し、書面決議を3回行いました。また、当事業年度に開催された監査役会13回の全てに出席いたしました。	銀行・証券業界における豊富な経験と幅広い見識に基づき常勤監査役の立場で必要な発言を適宜行っております。
杉田圭三 (社外監査役)	2年9ヶ月	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席し、書面決議を3回行いました。また、当事業年度に開催された監査役会13回のうち12回に出席いたしました。	税理士としての専門知識と豊富な経験から議案審議の妥当性・適正性を確保するための発言、助言を行っております。
六川浩明 (社外監査役)	7年9ヶ月	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席し、書面決議を3回行いました。また、当事業年度に開催された監査役会13回の全てに出席いたしました。	弁護士としての専門的な見地から議案審議の妥当性・適正性を確保するための発言、助言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 監査法人A & Aパートナーズ

② 報酬等の額

	支 払 額
(イ) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	22百万円
(ロ) 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況および報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 海外子会社については、当社の会計監査人以外の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社取締役会は、法令に従い、「内部統制の整備と構築に関する基本方針」について以下の通り決定しております。（平成28年1月1日改定）

① 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社では、法令・社内規程に基づき、文書等の保存を行う。情報管理については、適時開示に配慮し、文書管理規程、個人情報に関する取扱基本規程を定めて対応する。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社ではコンプライアンス規程、危機管理規程、苦情処理規程に基づき運営を行う。なお、各事業本部・事業部（室）において発生したリスクの分析を行い、そのリスクの再発防止と軽減に取り組み、必要に応じて執行役員会へ上程することとする。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。また、週1回執行役員会を開催し執行役員が経営課題を討論することにより問題意識を共有するとともに経営判断に役立てる。業務の運営については、各事業本部で進むべき将来の方向性を踏まえた各事業本部の予算を立案し、調整を行うことにより中期経営計画および各年度予算を策定する。なお、変化の激しい経営環境に機敏に対応するため取締役の任期を1年としている。

④ 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、次の通りコンプライアンス宣言を定め、これを遵守する。

1. 当社の役員および社員は、暴力団等の反社会的勢力とは一切関係をもちません。
2. 当社の役員および社員は、「経営理念」を、事業活動における行動基準として、法令・社内規程および社会規範を遵守します。
3. 当社の役員・社員は、「社会から尊敬される会社」の一員としてふさわしい教養・人間性を身に付けます。
4. 当社は、公明正大で透明性の高い経営を実現するため、コンプライアンスを経営の指針とします。

5. 当社は、公正で誠実な経営を実践するため社内にコンプライアンス委員会を設置しています。
6. 当社は、コンプライアンス違反に対しては厳罰をもって臨みます。

⑤ 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

当社は、関係会社管理規程に基づき、関係会社の業務執行を管理する。関係会社は、重要な事項については事前に当社取締役会又は執行役員会において報告および協議する。

2. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

関係会社における損失の危険の管理について、リスクの適切な識別および分析を行い当社へ報告する。また、発生したリスクの再発防止の軽減に取り組み、必要に応じて当社執行役員会へ上程することとする。

3. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

関係会社は、法令および定款の定めに従い取締役会を開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。また、関係会社の取締役会に当社取締役が出席し、自主独立性を重んじながらも適切な意思決定となるよう積極的に関与する。

4. 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンスの推進については、当社コンプライアンス規程に準じて運用し、その重要性について社員の啓蒙を行う。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会からの要請に応じて、監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くこととし、その人選に関しては監査役が代表取締役に提案する。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役より監査業務に必要な命令を受けた当該使用人は、取締役又は他の使用人の指揮命令を受けないものとする。

⑧ 監査役がその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

取締役および使用人は、監査役より監査業務に必要な命令を受けた当該使用人に対し、監査役からの指示の実効性が確保されるように適切に対応する。

⑨ 当社および子会社の取締役および使用人が監査役に報告するための体制

取締役および使用人は、会社に重大な損害を与えるおそれのある事実を発見した場合は、法令に従い、直ちに監査役に報告する。また、内部通報窓口を内部監査室および会社外部の第三者に委託することにより設置し、コンプライアンスに違反する行為について会社への通知をしなければならない。

⑩ 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをうけないことを確保するための体制

当社は、監査役へ報告した当社又は子会社の取締役、監査役および使用人に対し、通報又は相談したことを理由とした不利益な取扱いを禁止する。

⑪ 会社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が職務を執行する上で、必要な費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を支払う。

⑫ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い直ちに監査役に報告する。また、常勤監査役は取締役会その他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため執行役員会や予算管理会議などの重要な会議に出席する。監査の実行性を高めるため、各監査役は会計監査人および内部監査室からの報告を受け、連携を図るものとする。

⑬ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および整備状況

当社は、反社会的勢力に対して取引を含む一切の関係を遮断することを基本方針とする。

これらの実効性を確保するため、社員手帳に「反社会的勢力の排除」を記載するとともに、外部との契約書締結に当たっては排除条項を記載するか、別途覚書を締結する。

反社会的勢力に関する部署を管理本部とし、弁護士や警察等外部の専門機関と適宜連携しながら、情報の収集および関係部署との情報の共有化を図り、反社会的勢力との関係遮断に取り組むものとする。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用の状況

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下の通りであります。

①取締役の職務の執行について

定例の取締役会を月に1回、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、取締役会には各取締役のほか、独立性を保持した監査役も出席し、重要事項の決定並びに業務執行状況の監督等をしております。また、週1回執行役員会を開催し執行役員が経営課題を討論することにより問題意識を共有するとともに経営判断に役立てております。

②損失の危機の管理に関する体制について

コンプライアンス意識の向上を図るため、当社幹部社員、子会社幹部社員および一般社員層を対象にコンプライアンスに係る社内研修をそれぞれ実施いたしました。

③内部監査の実施について

当事業年度の内部監査方針に基づき、社長直轄部門である内部監査室にて各事業本部・事業部(室)および当社グループ各社が、法令、定款、社内規程に従い適正な企業活動を行っているか、また、業務フローにおいて適切な牽制が働いているか否かを、監査役会と相互協力の上、書類の閲覧および実査を行っております。

内部監査室は、内部監査報告書を作成し、取締役会に対し報告を行っております。

④監査役の職務の執行について

監査役4名(社外監査役3名)は、監査役会で策定された監査方針並びに監査計画に基づき、取締役会等の重要会議に出席し、取締役の職務執行を監査しております。

常勤監査役は、内部監査室と定期的にミーティングを行い、内部監査の実施状況および監査結果について報告を受け、内部監査の実施計画、具体的な実施方法、業務改善策等に関し、意見交換を行うとともに、社内各事業本部・事業部(室)および当社グループ各社の監査に当たり、内部監査室と連携して、取締役・使用人からの事情の聴取、書類の閲覧、実査等を実施しております。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益配分を経営上の重要な課題のひとつと位置づけており、配当政策は、安定的・継続的に配当性向50%を実現していくことを目標と考えておりますが、企業価値向上のための重点分野又は成長分野への投資、内部留保による財務体質強化も併せて行っていく必要があることから、事業収益及びキャッシュフローの状況等も勘案して、総合的に配当額を決定しております。

また、当社は、平成29年2月7日開催の取締役会において、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第459条第1項の規定による当社定款の規定及び同法第156条第1項の規定に基づく自己株式の取得およびその具体的な取得方法として自己株式の公開買付けを行うことを決議いたしました。

当社が自己株式として取得することは、当社の1株当たり当期純利益（EPS）の向上や自己資本当期純利益率（ROE）等の資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元につながるると同時に、かかる自己株式の取得を行った場合においても、当社の財務状況や配当方針に大きな影響を与えないものとの判断によるものです。

当連結会計年度の剰余金の配当は、上記方針に基づき、中間配当といたしまして1株当たり8円を実施させていただきました。期末配当といたしましては1株当たり15円を実施することを決定しました。

これにより、平成28年12月期における1株当たりの期末配当金は23円となります。

当社は、平成18年3月25日開催の第15回定時株主総会において、剰余金の配当等を取締役会の決議によって決定することができる旨（現行定款第41条）の決議をいただいております。

① 中間配当金につきましては、平成28年8月9日開催の取締役会において、次の通り決議いたしました。

・ 配当金の総額	94,603千円
・ 配当の原資	利益剰余金
・ 1株当たり配当金額	8円
・ 基準日	平成28年6月30日
・ 効力発生日	平成28年8月29日

② 期末配当金につきましては、平成29年2月7日開催の取締役会において、次の通り決議いたしました。

・ 配当金の総額	177,961千円
・ 配当の原資	利益剰余金
・ 1株当たり配当金額	15円
・ 基準日	平成28年12月31日
・ 効力発生日	平成29年3月29日

連結貸借対照表

(平成28年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	6,632,002	流 動 負 債	2,521,137
現金及び預金	5,350,016	買 掛 金	78,171
売 掛 金	145,237	短 期 借 入 金	200,000
販売用不動産	234,799	1年内返済予定の 長期借入金	761,877
その他のたな卸資産	3,090	1年内償還予定の社債	320,000
繰延税金資産	260,588	未 払 法 人 税 等	134,337
そ の 他	729,516	未 払 金	517,329
貸倒引当金	△91,246	そ の 他	509,421
固 定 資 産	2,626,621	固 定 負 債	3,407,744
有 形 固 定 資 産	133,120	社 債	910,000
建物及び構築物	80,231	長 期 借 入 金	1,359,460
土 地	1,406	長期預り敷金保証金	971,214
そ の 他	51,482	長 期 未 払 金	43,017
無 形 固 定 資 産	309,349	退職給付に係る負債	18,878
の れ ん	141,927	繰 延 税 金 負 債	105,174
ソフトウェア	165,091	負 債 合 計	5,928,881
そ の 他	2,330	(純 資 産 の 部)	
投資その他の資産	2,184,150	株 主 資 本	3,077,196
投資有価証券	1,836,661	資 本 金	1,066,156
関係会社株式	29,671	資 本 剰 余 金	772,235
繰延税金資産	1,329	利 益 剰 余 金	1,238,803
そ の 他	316,487	その他の包括利益累計額	241,376
資 産 合 計	9,258,623	その他有価証券評価差額金	245,578
		為替換算調整勘定	△4,201
		新 株 予 約 権	11,169
		純 資 産 合 計	3,329,742
		負 債 純 資 産 合 計	9,258,623

連結損益計算書

(平成28年1月1日から
平成28年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
営業収益		
営業収入	4,272,957	
不動産売上高	10,147,428	14,420,385
営業原価		
営業原価	2,396,913	
不動産売上原価	9,380,035	11,776,949
営業総利益		2,643,436
販売費及び一般管理費		1,891,571
営業利益		751,864
営業外収益		
受取利息	1,895	
受取配当金	9,878	
為替差益	8,891	
その他	3,484	24,149
営業外費用		
支払利息	73,976	
社債発行費	19,743	
支払手数料	35,294	
その他	18,833	147,847
経常利益		628,166
特別損失		
固定資産除却損	1,639	
減損損失	2,772	4,412
税金等調整前当期純利益		623,754
法人税、住民税及び事業税	177,325	
法人税等調整額	△141,008	36,316
当期純利益		587,437
親会社株主に帰属する当期純利益		587,437

連結株主資本等変動計算書

(平成28年1月1日から
平成28年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	
当連結会計年度期首残高	1,044,800	750,879	898,994	2,694,674
当連結会計年度変動額				
剰 余 金 の 配 当			△247,628	△247,628
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	21,356	21,356		42,713
親会社株主に帰属する 当期純利益			587,437	587,437
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)				
当連結会計年度変動額合計	21,356	21,356	339,809	382,522
当連結会計年度期末残高	1,066,156	772,235	1,238,803	3,077,196

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			新株予約権	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当連結会計年度期首残高	194,435	△52	194,383	20,696	2,909,753
当連結会計年度変動額					
剰 余 金 の 配 当					△247,628
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)					42,713
親会社株主に帰属する 当期純利益					587,437
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)	51,142	△4,149	46,992	△9,526	37,466
当連結会計年度変動額合計	51,142	△4,149	46,992	△9,526	419,988
当連結会計年度期末残高	245,578	△4,201	241,376	11,169	3,329,742

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 8社
- ・連結子会社の名称 株式会社青山総合エステート
有限会社暁事業再生ファンド
株式会社プロジェクト
株式会社日本資産総研
株式会社日本資産総研ワークス
株式会社日本資産総研コンサルタント
Aoyama Wealth Management Pte.Ltd.
Aoyama Zaisan Networks USA, Inc.

前連結会計年度において連結子会社でありました合同会社青山ライフプロモーションは、当社が基金を全額抛出した一般社団法人青山ライフプロモーションが出資する特別目的会社でしたが、当連結会計年度において、当社は一般社団法人青山ライフプロモーションの基金の返還を受け、また、合同会社青山ライフプロモーションは支配力基準により実質的に支配していると認められなくなったため、同社を連結の範囲から除いております。また、有限会社ふるさと再生ファンドは清算したため、連結の範囲から除いております。

② 非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の名称 TC-Chadron LLC
- ・連結の範囲から除いた理由 TC-Chadron LLCは、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等が、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ・持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の名称 TC-Chadron LLC
株式会社事業承継ナビゲーター
新生青山パートナーズ株式会社
- ・持分法の適用の範囲から除いた理由

持分法を適用していない非連結子会社（TC-Chadron LLC）及び関連会社（株式会社事業承継ナビゲーター及び新生青山パートナーズ株式会社）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の事業年度末日は、連結決算日と同じであります。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

(イ) 其他有価証券

・ 時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・ 時価のないもの

移動平均法による原価法

(ロ) 投資事業有限責任組合に類する出資の会計処理

当社の子会社又は関連会社が組合事業を推進し従事する営業者となっている匿名組合・任意組合への出資に係る損益は営業損益に計上し、当社の子会社又は関連会社が組合事業の営業者となっていない匿名組合・任意組合への出資に係る損益は営業外損益に計上するとともに投資有価証券に加減しております。

たな卸資産

(イ) 販売用不動産

個別法による原価法

なお、連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

(ロ) その他のたな卸資産

移動平均法による原価法

なお、連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物及び構築物 8年～47年

- (ロ)無形固定資産
(リース資産を除く) 定額法によっております。
なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- (ハ)リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- ③ 重要な引当金の計上基準
- (イ)貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討して回収不能見込額を計上しております。
- (ロ)その他の引当金 転貸事業損失引当金
サブリース事業において転貸差損が将来にわたり発生する可能性が高い転貸物件に係る損失見込額を計上しております。
- ④ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。
- ⑤ 重要なヘッジ会計の方法
- (イ)ヘッジ会計の方法 金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を適用しております。
- (ロ)ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段・・・金利スワップ
ヘッジ対象・・・借入金
- (ハ)ヘッジ方針 リスク管理方針に基づき、金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。
- (ニ)ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ対象の債権債務とヘッジ手段の特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

⑥ その他の連結計算書類の作成のための重要な事項

(イ) 繰延資産の処理方法 社債発行費は、支出時に全額費用処理しております。

(ロ) 退職給付に係る負債の計上基準 一部の連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額（自己都合による当連結会計年度末要支給額の100%相当額）に基づき計上しております。

(ハ) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

(ニ) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。

(5) のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項(4)及び事業分離等会計基準第57－4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる連結計算書類に与える影響額はありません。

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、これによる当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

3. 表示方法の変更に関する注記

前連結会計年度まで「流動負債」の「その他」に含めて表示しておりました「未払金」は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。

なお、前連結会計年度の「未払金」は504,715千円であります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

現金及び預金	50,000千円
投資有価証券	1,100,000千円
計	1,150,000千円

② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	164,000千円
長期借入金	144,000千円
計	308,000千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 168,476千円

(3) 貸出コミットメント契約

当社は当連結会計年度にシンジケート方式によるコミットメントライン契約を締結しております。

本契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高等は次の通りです。

コミットメントラインの総額	4,420,000千円
借入実行残高	3,480,000千円
計	940,000千円

なお、本契約には下記①及び②の財務制限条項が付されております。

①純資産維持

平成28年12月期以降の各連結会計年度の末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、平成27年12月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直前の連結会計年度の末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額の、いずれか高い方以上に維持すること。

②経常利益の維持

平成28年12月期以降の各連結会計年度の末日における連結損益計算書上の経常損益を損失としないこと。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 の株式数
普通株式	11,771,200株	92,900株	一株	11,864,100株

(注)普通株式の増加92,900株は、ストック・オプションの権利行使によるものであります。

(2) 自己株式の数に関する事項

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

(イ)平成28年2月2日開催取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	153,025千円
・配当の原資	利益剰余金
・1株当たり配当額	13円
・基準日	平成27年12月31日
・効力発生日	平成28年3月31日

(ロ)平成28年8月9日開催取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	94,603千円
・配当の原資	利益剰余金
・1株当たり配当額	8円
・基準日	平成28年6月30日
・効力発生日	平成28年8月29日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの
平成29年2月7日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	177,961千円
・配当の原資	利益剰余金
・1株当たり配当額	15円
・基準日	平成28年12月31日
・効力発生日	平成29年3月29日

(4) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

・普通株式	99,400株
-------	---------

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要な資金を主に銀行借入や社債発行により調達し、一時的な余資は主に預金を中心に安全性の高い金融資産で運用し、デリバティブ等投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、相手先ごとの期日管理及び残高管理を行っており、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、株式及び投資事業組合への出資等であり、市場価格の変動リスク等に晒されております。当該リスクに関しては、定期的到时価や発行体の財務状況等を把握しております。

営業債務である買掛金は、主としてコンサルティング収益に対応する外注費及び紹介手数料であり、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金及び社債は主に運転資金に必要な資金の調達であり、変動金利の借入金は金利の変動リスクがあります。

長期預り敷金保証金は、当社グループでサブリース事業を行っている不動産物件に係る預り敷金保証金であります。当該不動産物件は「不動産共同所有システム」により組成された任意組合所有の物件等であります。

営業債務、借入金、社債、長期預り敷金保証金は資金調達に係る流動性リスクに晒されておりますが、月次に資金繰り計画を作成するなどの方法により管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	5,350,016	5,350,016	-
(2)売掛金(※)	139,894	139,894	-
(3)投資有価証券	1,197,168	1,197,168	-
(4)買掛金	78,171	78,171	-
(5)未払法人税等	134,337	134,337	-
(6)短期借入金	200,000	200,000	-
(7)社債(1年内償還予定の社債含む)	1,230,000	1,231,986	1,986
(8)長期借入金(1年内返済予定の長期借入金含む)	2,121,337	2,122,810	1,473
(9)長期預り敷金保証金	971,214	934,514	△36,699
(10)デリバティブ取引	-	-	-

(※) 売掛金にかかる貸倒引当金計上額を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1)現金及び預金 (2)売掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

投資有価証券の時価については、取引所等の価格によっております。

(4)買掛金 (5)未払法人税等 (6)短期借入金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7)社債

社債の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の社債を発行した場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(8) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記(10)参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(9) 長期預り敷金保証金

長期預り敷金保証金の時価については、主に対象物件を所有する不動産特定共同事業法により組成された任意組合の解散時期に対象物件が任意組合から売却される際に当社グループの預り敷金保証金を物件の売却先に引き継ぐことが想定されることから、任意組合の解散見込み時期までにわたって信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定する方法によっております。

(10) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記(8)参照）。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

投資有価証券 非上場株式及び投資事業組出資金等(※1)	639,493
関係会社株式 非上場株式(※2)	29,671

(※1) 非上場株式及び投資事業組出資金等は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

(※2) 関係会社株式については非上場株式のため、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記表には含めておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内
現金及び預金	5,350,016
売掛金	145,237

(注4) 社債、長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
社債	320,000	290,000	260,000	230,000	130,000
長期借入金	761,877	667,400	423,063	188,692	80,305
合計	1,081,877	957,400	683,063	418,692	210,305

7. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たりの純資産額 279円72銭
(2) 1株当たりの当期純利益 49円75銭

9. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ)

当社は、平成29年2月7日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定による当社定款の規定及び同法第156条第1項の規定に基づく自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付けを行うことを決議いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

当社は、株主の皆様に対する利益配分を経営上の重要な課題のひとつと位置づけており、配当政策は、安定的・継続的に配当性向50%を実現していくことを目標と考えておりますが、企業価値向上のための重点分野又は成長分野への投資、内部留保による財務体質強化も併せて行っていく必要があることから、それらの要素も勘案して、総合的に配当額を決定しております。また、当社は、剰余金の配当及び自己株式の取得等の決定に関し、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議をもって行うことができる旨を定款に定めております。これは、剰余金の配当及び自己株式の取得等を取締役会の権限とすることにより、資本効率の向上を図るとともに経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行することを目的とするものです。

このような状況の下、平成29年1月上旬に、当社大株主である株式会社MIDインベストメント（以下「MIDインベストメント」といいます。）より、その保有する当社普通株式の一部を売却する意向がある旨の連絡を受けました。

当社は、MIDインベストメントからの連絡を受けて、一時的にまとまった数量の株式が市場に放出されることによる当社普通株式の流動性及び市場価格に与える影響並びに当社の財務状況等を総合的に考慮のうえ、当該株式を自己株式として取得することについて

での具体的な検討を開始いたしました。

かかる検討の結果、当社が自己株式として取得することは、当社の1株当たり当期純利益（EPS）の向上や自己資本当期純利益率（ROE）等の資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元につながるると同時に、かかる自己株式の取得を行った場合においても、当社の財務状況や配当方針に大きな影響を与えないものと判断いたしました。また、自己株式の具体的な取得方法については、株主間の平等性、取引の透明性の観点から十分に検討を重ねた結果、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。

(2) 自己株式取得に関する取締役会決議の内容

取得する株式の種類	普通株式
取得する株式の総数	577,600株（上限）
取得価額の総額	363,888,000円（上限）
取得する期間	平成29年2月8日から平成29年3月31日まで

(3) 自己株式の公開買付けの概要

買付け等の期間	平成29年2月8日から平成29年3月7日まで
買付け等の価格	普通株式1株につき、金630円
買付数	577,500株
公開買付開始公告日	平成29年2月8日
決済の開始日	平成29年3月30日

(募集新株予約権（業績目標コミットメント型ストック・オプション）の発行に関するお知らせ）

当社は、平成29年2月7日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社及び当社関係会社の取締役及び従業員に対し、下記の通り新株予約権を発行することを決議いたしました。

新株予約権（第4回新株予約権）の発行要項

(1) 新株予約権の数

3,000個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式300,000株とし、下記(3)①により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

(2) 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権1個当たりの発行価額は、2,700円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティングが、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の前取引日の東京証券取引所における当社株価の終値695円/株、株価変動性48.03%、配当利回り3.31%、無リスク利子率-0.086%及び本新株予約権の発行要項に定められた条件（行使価額695円/株、満期までの期間5年、下記(3)⑥に記載の行使の条件）に基づいて、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に、当該金額と同額決定したものである。

(3) 新株予約権の内容

①新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

②新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金695円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

③新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、平成31年4月1日から平成34年3月31日までとする。

④増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- 1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- 2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記1)記載の資本金等増加限度額から、上記1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑤譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑥新株予約権の行使の条件

- 1) 新株予約権者は、平成29年12月期及び平成30年12月期の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益の合計額が1,920百万円超となった場合のみ本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。
 - 2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - 3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - 4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - 5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (4) 新株予約権の割当日
平成29年3月8日
- (5) 新株予約権の取得に関する事項
- ①当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
 - ②新株予約権者が権利行使をする前に、上記(3)⑥に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(6) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(3) ①に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上(3) ②で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(6) ③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記(3) ③に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記(3) ③に定める行使期間の末日までとする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記(3) ④に準じて決定する。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑧その他新株予約権の行使の条件

上記(3) ⑥に準じて決定する。

⑨新株予約権の取得事由及び条件

上記(5) に準じて決定する。

⑩その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(7) 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

(8) 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成29年3月31日

(9) 申込期日

平成29年3月1日

(10) 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社及び当社関係会社の取締役及び従業員 112名 3,000個

(11) 尚、上記の人数及び個数は上限数を示したものであり、本新株予約権に対する引受けの申し込み状況により、割当てを受ける人数及び個数は減少することがある。

10. 追加情報

(法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前連結会計年度の計算において使用した32.26%から平成29年1月1日に開始する連結会計年度及び平成30年1月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については30.86%に、平成31年1月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.62%となります。

この税率変更による連結計算書類への影響は軽微であります。

11. 減損損失に関する注記

当連結会計年度（自平成28年1月1日至平成28年12月31日）

減損損失の内容は次の通りであります。

場所	用途	種類	金額
東京都 千代田区	処分予定資産	建物及び構築物	1,600千円
		工具器具及び備品	113
		長期前払費用	1,058

当社グループは、主として事業の区分をもとに概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位によって資産のグルーピングを行っております。また、遊休資産については、個別の物件毎にグルーピングを行っております。

当社の連結子会社である株式会社日本資産総研及び株式会社日本資産総研コンサルタントの本社移転の意思決定に伴い、処分が予定されている資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失（2,772千円）として計上いたしました。

なお、当該資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスのため、回収可能価額を零として評価しております。

貸借対照表

(平成28年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	4,187,587	流 動 負 債	2,371,486
現金及び預金	2,910,911	買 掛 金	56,353
売 掛 金	136,381	短 期 借 入 金	200,000
販売用不動産	1,075	関係会社短期借入金	200,000
その他のたな卸資産	1,894	1年内返済予定の長期借入金	761,877
前 渡 金	98,268	1年内償還予定の社債	320,000
前 払 費 用	34,491	未 払 金	469,889
関係会社短期貸付金	626,515	未 払 費 用	2,567
立 替 金	140,895	未払法人税等	90,584
繰延税金資産	204,243	未払消費税等	89,371
そ の 他	112,719	前 受 金	24,727
貸倒引当金	△79,809	預 り 金	155,409
固 定 資 産	3,799,851	前 受 収 益	705
有形固定資産	118,532	固 定 負 債	2,429,771
建 物	76,078	社 債	910,000
工具器具備品	41,048	長 期 借 入 金	1,359,460
土 地	1,406	長 期 未 払 金	43,017
無形固定資産	161,204	繰延税金負債	105,826
ソフトウェア	159,768	そ の 他	11,467
そ の 他	1,435	負 債 合 計	4,801,257
投資その他の資産	3,520,114	(純 資 産 の 部)	
投資有価証券	1,836,661	株 主 資 本	2,929,433
関係会社株式	1,456,942	資 本 金	1,066,156
敷金及び保証金	189,422	資 本 剰 余 金	772,235
そ の 他	37,088	資本準備金	551,528
資 産 合 計	7,987,439	その他資本剰余金	220,707
		利 益 剰 余 金	1,091,040
		利益準備金	21,548
		その他利益剰余金	1,069,491
		繰越利益剰余金	1,069,491
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	245,578
		その他有価証券評価差額金	245,578
		新 株 予 約 権	11,169
		純 資 産 合 計	3,186,181
		負 債 純 資 産 合 計	7,987,439

損 益 計 算 書

(平成28年1月1日から
平成28年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
営業収益		
営業収入	2,439,503	
不動産売上高	8,068,257	10,507,760
営業原価		
営業原価	1,150,574	
不動産売上原価	7,513,882	8,664,456
営業総利益		1,843,303
販売費及び一般管理費		1,397,556
営業利益		445,747
営業外収益		
受取利息	6,615	
受取配当金	104,328	
受取事務手数料	60,945	
為替差益	11,216	
その他	2,434	185,540
営業外費用		
支払利息	92,411	
支払手数料	35,294	
社債発行費	19,743	
貸倒引当金繰入額	16,761	
その他	18,595	182,807
経常利益		448,480
税引前当期純利益		448,480
法人税、住民税及び事業税	28,832	
法人税等調整額	△138,390	△109,558
当期純利益		558,038

株主資本等変動計算書

(平成28年1月1日から
平成28年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							株主資本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計	
当 期 首 残 高	1,044,800	530,171	220,707	750,879	21,548	759,081	780,630	2,576,310
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当						△247,628	△247,628	△247,628
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	21,356	21,356		21,356				42,713
当 期 純 利 益						558,038	558,038	558,038
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当 期 変 動 額 合 計	21,356	21,356	-	21,356	-	310,409	310,409	353,123
当 期 末 残 高	1,066,156	551,528	220,707	772,235	21,548	1,069,491	1,091,040	2,929,433

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	194,435	194,435	20,696	2,791,441
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△247,628
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)				42,713
当 期 純 利 益				558,038
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	51,142	51,142	△9,526	41,615
当 期 変 動 額 合 計	51,142	51,142	△9,526	394,739
当 期 末 残 高	245,578	245,578	11,169	3,186,181

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

(イ) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

(ロ) その他有価証券

・ 時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・ 時価のないもの

移動平均法による原価法

(ハ) 投資事業有限責任組合 に類する出資の会計処理

当社の子会社又は関連会社が組合事業を推進し従事する営業者となっている匿名組合・任意組合への出資に係る損益は営業損益に計上するとともにその他の関係会社有価証券に加減し、当社の子会社又は関連会社が匿名組合の営業者となっていない匿名組合・任意組合への出資に係る損益は営業外損益に計上するとともに投資有価証券・その他の関係会社有価証券に加減しております。

② たな卸資産

(イ) 販売用不動産

個別法による原価法

なお、貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

(ロ) その他のたな卸資産

移動平均法による原価法

なお、貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物 8年～47年

工具器具備品 5年～15年

- ② 無形固定資産 定額法によっております。
なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- (3) 繰延資産の処理方法
社債発行費 支出時に全額費用処理しております。
- (4) 引当金の計上基準
貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討して、回収不能見込額を計上しております。
- (5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- (6) ヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法 金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を適用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段・・・金利スワップ
ヘッジ対象・・・借入金
- ③ ヘッジ方針 リスク管理方針に基づき、金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ対象の債権債務とヘッジ手段の特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。
- (7) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
- ① 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。
- ② 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる計算書類に与える影響額はありません。

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、これによる当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

現金及び預金	50,000千円
投資有価証券	1,100,000千円
計	1,150,000千円

② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	164,000千円
長期借入金	144,000千円
計	308,000千円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次の通りであります。

① 短期金銭債権(関係会社短期貸付金を除く)	99,719千円
② 短期金銭債務(関係会社短期借入金を除く)	15,986千円

(3) 取締役及び監査役に対する金銭債務は次の通りであります。

短期金銭債務	2,120千円
--------	---------

(4) 有形固定資産の減価償却累計額 122,801千円

(5) 貸出コミットメント契約

当社は当事業年度にシンジケート方式によるコミットメントライン契約を締結しております。本契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高等は次の通りです。

コミットメントラインの総額	4,420,000千円
借入実行残高	3,480,000千円
計	940,000千円

なお、本契約には下記①及び②の財務制限条項が付されております。

①純資産維持

平成28年12月期以降の各事業年度の末日における貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、平成27年12月期末日における貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直前の事業年度の末日における貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額の、いずれか高い方以上に維持すること。

②経常利益の維持

平成28年12月期以降の各事業年度の末日における損益計算書上の経常損益を損失としないこと。

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 165,969千円

仕入高 98,074千円

営業取引以外の取引高 182,669千円

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	(千円)
繰延税金資産（流動）	
税務上の繰越欠損金	102,070
貸倒引当金	24,437
未払賞与	84,247
法定福利費	8,106
販売用不動産評価損	2,757
未払事業税	8,193
その他	1,626
小計	231,438
評価性引当額	△27,195
繰延税金資産（流動）小計	204,243
繰延税金資産（固定）	
税務上の繰越欠損金	548,117
投資有価証券評価損	30,043
長期未払金	13,171
ゴルフ会員権評価損	2,300
その他	21,883
小計	615,516
評価性引当額	△612,960
繰延税金資産（固定）小計	2,556
繰延税金資産合計	206,799
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△108,382
繰延税金負債合計	△108,382
繰延税金負債純額	△105,826

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

属性	会社等の名称	議決権所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社青山総合エステート	所有 直接 100	資金の借入 役員の兼任	資金の借入 (注 1)	400,000	関係会社 短期借入金	-
				資金の返済 (注 1)	1,000,000		
				利息の支払 (注 1)	15,123	-	-
				受取事務 手数料 (注 2)	24,945	-	-
子会社	株式会社日本資産総研	所有 直接 100	資金の借入 役員の兼任	資金の借入 (注 1)	-	関係会社 短期借入金	200,000
				資金の返済 (注 1)	-		
				利息の支払 (注 1)	6,016	-	-
				受取事務 手数料 (注 2)	36,000	未収入金	3,240
子会社	Aoyama Wealth Management Pte. Ltd.	所有 直接 100	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 (注 3)	12,768	関係会社 短期貸付金 (注 3)	42,065
				貸付金の 回収 (注 3)	23,857		
子会社	Aoyama Zaisan Networks USA, Inc.	所有 直接 100	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 (注 1)	297,582	関係会社 短期貸付金	582,450
				利息の受取 (注 1)	6,080	-	-
				増資の引受 (注 4)	517,528	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 金利については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
- (注2) 主に経営管理及び事務管理に対する手数料であり、契約等に基づいて1年ごとに双方協議のうえ、合理的に決定しております。
- (注3) Aoyama Wealth Management Pte. Ltd. への関係会社短期貸付金に対し、合計28,600千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において合計2,524千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。
- なお、金利については無利息としております。
- (注4) 増資の引受については、子会社が行った増資を全額引き受けたものであります。
- (注5) 上記金額のうち、取引金額には為替差損益が含まれておらず、期末残高には為替差損益が含まれております。また、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	267円62銭
(2) 1株当たり当期純利益	47円26銭

8. 重要な後発事象に関する注記

当社は平成29年2月7日開催の取締役会決議において(自己株式の取得及び自己株式の公開買付け)及び(募集新株予約権(業績目標コミットメント型ストック・オプション)の発行)を実施することを決議いたしました。

なお、詳細につきましては、「連結計算書類 連結注記表 9. 重要な後発事象に関する注記」に記載の通りであります。

9. 追加情報

「連結計算書類 連結注記表 10. 追加情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年2月13日

株式会社 青山財産ネットワークス

取締役会 御中

監査法人 A & A パートナーズ

指 定 社 員 公認会計士 齋 藤 晃 一 ①
業務執行社員
指 定 社 員 公認会計士 佐 藤 禎 ①
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社青山財産ネットワークスの平成28年1月1日から平成28年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社青山財産ネットワークス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成29年2月7日開催の取締役会において、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付けを行うことを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年2月13日

株式会社 青山財産ネットワークス

取締役会 御中

監査法人 A & A パートナーズ

指 定 社 員 公 認 会 計 士 齋 藤 晃 一 ①
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公 認 会 計 士 佐 藤 禎 ①
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社青山財産ネットワークスの平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成29年2月7日開催の取締役会において、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付けを行うことを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第26期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
 - ③ 子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 監査法人A&Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 監査法人A&Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年2月14日

株式会社青山財産ネットワークス

監査役会

常勤監査役 島 田 洋一郎 (印)
(社外監査役)
監査役 中 塚 久 雄 (印)
社外監査役 杉 田 圭 三 (印)
社外監査役 六 川 浩 明 (印)

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役11名選任の件

取締役全員（11名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役11名（うち社外取締役3名）の選任をお願いするものがあります。

取締役候補者は、次の通りであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
1	はすみまさずみ 蓮見正純 (昭和31年12月7日)	昭和58年8月 青山監査法人 入所 平成3年11月 山田&パートナーズ会計事務所（現： 税理士法人山田&パートナーズ）、 三優監査法人 入所 平成8年12月 ㈱プロジェクト（平成17年7月に㈱プロ ジェストホールディングスに商号変 更） 代表取締役 平成13年7月 ㈱ティー・エフ・アール総合研究所 取締役（現任） 平成17年7月 ㈱プロジェクト 代表取締役（現任） 平成20年9月 当社取締役 平成20年10月 当社代表取締役社長 平成21年3月 ㈱船井エステート（現：㈱青山総合エス テート） 取締役 平成22年10月 KRFコーポレーション㈱（現：㈱青山綜 合エステート） 取締役（現任） 平成23年1月 当社代表取締役社長執行役員 平成23年1月 Aoyama Wealth Management Pte.Ltd. Managing Director（現任） 平成24年6月 ㈱うかい 社外取締役 平成25年10月 ㈱日本資産総研 取締役（現任） 平成25年10月 Aoyama Zaisan Networks USA, Inc. President（現任） 平成26年3月 当社代表取締役社長（現任） 平成28年8月 ㈱事業承継ナビゲーター 代表取締役 社長（現任） （重要な兼職の状況） ㈱青山総合エステート 取締役 ㈱プロジェクト 代表取締役 ㈱日本資産総研 取締役 Aoyama Wealth Management Pte.Ltd. Managing Director Aoyama Zaisan Networks USA, Inc. President ㈱事業承継ナビゲーター 代表取締役社長 ㈱ティー・エフ・アール総合研究所 取締役	1,207,180株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の数
2	やぎまさゆき 八木 優幸 (昭和42年4月24日)	平成2年4月 ㈱村上開明堂入社 平成3年9月 当社入社 平成17年1月 当社執行役員個人コンサルティング 事業部長 平成18年3月 当社取締役執行役員第一事業部長 平成21年4月 当社取締役第一事業部長 平成23年1月 当社執行役員個人コンサルティング 事業部長 平成24年1月 当社執行役員財産コンサルティング 事業本部長 平成25年1月 当社執行役員統括事業本部長 平成25年3月 当社取締役執行役員統括事業本部長 平成25年10月 ㈱日本資産総研 取締役(現任) 平成26年3月 当社取締役常務執行役員統括事業本部長(現任) 平成26年12月 Aoyama Wealth Management Pte.Ltd. Director(現任) (重要な兼職の状況) ㈱日本資産総研 取締役 Aoyama Wealth Management Pte.Ltd. Director	56,658株
3	まつうらたけし 松浦 健 (昭和40年5月6日)	平成3年4月 大和ハウス工業㈱入社 平成7年5月 日商岩井不動産㈱(現: 双日㈱)入社 平成12年10月 当社入社 平成17年1月 当社執行役員不動産事業部長 平成18年1月 ㈱船井エステート(現: ㈱青山総合 エステート)代表取締役社長 平成19年3月 当社取締役執行役員第六事業部長 平成22年10月 KRFコーポレーション㈱(現: ㈱青山綜 合エステート)代表取締役(現任) 平成23年1月 当社執行役員不動産事業部長 平成24年1月 当社執行役員不動産事業本部長 平成26年3月 当社取締役執行役員不動産事業本部長 平成28年3月 ㈱日本資産総研 取締役(現任) 平成28年3月 当社取締役常務執行役員 不動産事業 本部長(現任) (重要な兼職の状況) ㈱青山総合エステート 代表取締役 ㈱日本資産総研 取締役	29,126株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の 数
4	たかのやすお 鷹野保雄 (昭和27年2月18日)	昭和52年4月 (有)秋葉原会計センター 代表取締役社長 昭和53年5月 鷹野保雄税理士事務所(現:税理士法 人税務総合事務所) 所長 昭和61年3月 (株)不動産会計総合センター 代表取締役社長 平成2年7月 (株)日本資産総研コンサルタント 代表取締役会長(現任) 平成11年4月 (株)日本資産総研 代表取締役社長 (現任) 平成21年12月 (株)日本資産総研ワークス 代表取締役会長(現任) 平成25年10月 当社取締役 平成28年1月 当社取締役総合情報ネットワー ク事業本部長 平成28年3月 当社取締役常務執行役員 総合情報 ネットワーク事業本部長 平成29年2月 当社取締役常務執行役員 総合情報担 当(現任) (重要な兼職の状況) (株)日本資産総研 代表取締役社長 (株)日本資産総研ワークス 代表取締役会長 (株)日本資産総研コンサルタント 代表取締役会長	652,072株
5	みずしまよしかず 水島慶和 (昭和40年8月21日)	平成元年4月 城南信用金庫 入行 平成9年9月 山田&パートナーズ会計事務所(現: 税理士法人山田&パートナーズ)入所 平成11年1月 (株)東京ファイナンシャルプランナーズ 転籍 平成13年8月 (株)エム・アイ・ディジャパン 入社 平成23年8月 当社入社 平成25年1月 当社執行役員管理本部長 平成25年10月 (株)日本資産総研 取締役 平成26年3月 (株)日本資産総研 監査役(現任) 平成26年3月 (株)日本資産総研コンサルタント 監査役(現任) 平成26年3月 (株)日本資産総研ワークス 監査役 (現任) 平成26年3月 当社取締役執行役員管理本部長(現任) 平成27年3月 (株)青山総合エステート 取締役(現任) 平成28年1月 (株)プロジェクト 取締役(現任) 平成28年1月 新生青山パートナーズ(株) 取締役 (現任) (重要な兼職の状況) (株)青山総合エステート 取締役 (株)プロジェクト 取締役 (株)日本資産総研 監査役 (株)日本資産総研ワークス 監査役 (株)日本資産総研コンサルタント 監査役 新生青山パートナーズ(株) 取締役	3,136株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の 数
6	なかたにせいどう 中谷 誠道 (昭和33年5月3日)	昭和56年4月 ㈱日本リクルートセンター（現：㈱リクルートホールディングス）入社 昭和61年1月 ㈱リクルートコスモス（現：㈱コスモスイニシア）へ転籍 平成9年4月 当社入社 平成24年1月 当社財産コンサルティング事業本部第一事業部長 平成25年1月 当社執行役員財産コンサルティング事業本部長 平成27年3月 当社取締役執行役員財産コンサルティング事業本部長（現任） 平成28年3月 ㈱日本資産総研 取締役（現任） （重要な兼職の状況） ㈱日本資産総研 取締役	9,861株
7	しまねしんじ 島根 伸治 (昭和46年10月27日)	平成7年10月 太田昭和監査法人（現：新日本有限責任監査法人）入所 平成12年10月 日本アバイア㈱ 入社 平成13年9月 ㈱プロジェクト 入社 平成18年8月 ㈱プロジェクト 取締役（現任） 平成23年1月 当社へ出向 平成24年1月 当社事業承継コンサルティング事業本部第二事業部長 平成25年1月 当社事業承継コンサルティング事業本部副本部長 平成26年1月 当社執行役員事業承継コンサルティング事業本部長 平成27年1月 当社へ転籍 平成28年1月 新生青山パートナーズ㈱ 代表取締役（現任） 平成28年3月 ㈱日本資産総研 取締役（現任） 平成28年3月 当社取締役執行役員 事業承継コンサルティング事業本部長（現任） 平成28年8月 ㈱事業承継ナビゲーター 取締役（現任） （重要な兼職の状況） ㈱プロジェクト 取締役 ㈱日本資産総研 取締役 新生青山パートナーズ㈱ 代表取締役 ㈱事業承継ナビゲーター 取締役	34,519株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の数
8	おがわとかおみ 小川隆臣 (昭和47年6月12日)	<p>平成3年4月 ㈱千葉ニチレイサービス 入社 平成4年9月 鷹野保雄税理士事務所(現:税理士法人税務総合事務所) 入所 平成7年10月 ㈱不動産会計総合センター(現:㈱日本資産総研) 入社 平成15年8月 ㈱船井財産コンサルタンツ京葉(現:㈱日本資産総研) 取締役 平成21年1月 ㈱日本資産総研コンサルタント 取締役(現任) 平成21年12月 ㈱船井財産コンサルタンツ京葉(現:㈱日本資産総研ワークス) 代表取締役社長(現任) 平成24年9月 ㈱日本資産総研 専務取締役(現任) 平成25年10月 当社執行役員NSS事業本部長 平成28年3月 当社取締役執行役員 NSS事業本部長(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) ㈱日本資産総研 専務取締役 ㈱日本資産総研ワークス 代表取締役社長 ㈱日本資産総研コンサルタント 取締役</p>	60,606株
9	しまだはるお 島田晴雄 (昭和18年2月21日)	<p>昭和50年4月 慶應義塾大学経済学部助教授 昭和53年5月 経済企画庁経済研究所 客員主任研究官 昭和57年4月 慶應義塾大学経済学部教授 昭和61年3月 マサチューセッツ工科大学訪問教授 平成7年5月 岡谷鋼機㈱ 社外監査役 平成12年6月 東京大学先端科学技術研究センター 客員教授 平成13年6月 ㈱電通 社外監査役 平成14年4月 東京海上ホールディングス㈱ 社外取締役 平成14年6月 旭硝子㈱ 社外取締役 平成16年4月 ㈱富士通総研経済研究所 理事長 平成19年3月 当社社外取締役(現任) 平成19年4月 千葉商科大学 学長 平成20年8月 ㈱三技協 社外取締役 平成20年10月 テンプホールディングス㈱ 社外監査役 平成24年6月 アルフレッサホールディングス㈱ 社外取締役 平成27年5月 岡谷鋼機㈱ 社外取締役(現任) 平成27年9月 ㈱レジェンド・パートナーズ 社外取締役(現任) 平成29年1月 公益財団法人日本国際フォーラム 理事長(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 岡谷鋼機㈱ 社外取締役 ㈱レジェンド・パートナーズ 社外取締役 公益財団法人日本国際フォーラム 理事長</p>	1,097株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の数
10	わたなべけいじ 渡邊 啓司 (昭和18年1月21日)	昭和50年10月 プライスウォーターハウス会計事務所 (現:PwCあらた有限責任監査法人) 入所 昭和62年7月 青山監査法人(現:PwCあらた有限責任 監査法人) 代表社員 Price Waterhouse Coopers (現:PwCあ らた有限責任監査法人) Partner 平成7年8月 監査法人トーマツ(現:有限責任監査 法人トーマツ) 入所 平成8年4月 同所 代表社員 平成12年6月 いちよし証券㈱ 社外取締役 平成15年7月 Deloitte Touche Tohmatsu Global Middle Markets Leader 平成20年6月 ㈱朝日工業社 社外取締役(現任) 平成22年6月 SBIホールディングス㈱ 社外取締役(現任) 平成23年3月 当社 社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) ㈱朝日工業社 社外取締役 SBIホールディングス㈱ 社外取締役	609株
11	ながさかみちひろ 長坂 道広 (昭和37年4月21日)	昭和60年4月 若林法律事務所 入所 平成4年3月 ㈱日本M&Aセンター 入社 平成22年12月 ㈱日本M&Aセンター 事業推進部長 平成26年3月 当社 社外取締役(現任) 平成27年4月 ㈱日本M&Aセンター 総合企画本部営 業支援部 営業支援部長(現任) 平成28年8月 ㈱事業承継ナビゲーター 代表取締役 副社長(現任) (重要な兼職の状況) ㈱日本M&Aセンター 総合企画本部営業支援部営業 支援部長 ㈱事業承継ナビゲーター 代表取締役副社長	754株

- (注) 1. 各候補者と当社との間の特別の利害関係は以下の通りであります。
 蓮見正純氏が代表取締役、長坂道広氏が代表取締役副社長を務める㈱事業承継ナビゲーターは、当社の間にはセミナーおよび広告宣伝活動の企画・運営に関する業務委託契約を締結しております。
 長坂道広氏が総合企画本部営業支援部営業支援部長を務める㈱日本M&Aセンターは、当社との間で企業オーナーへの財産・事業承継・不動産コンサルティングについての業務提携を行っております。
 その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 島田晴雄氏は、社外取締役候補者であります。
 なお、当社は、島田晴雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合は引き続き独立役員とする予定であります。
3. 島田晴雄氏を社外取締役候補者とした理由は以下の通りであります。
 同氏は長年の研究活動等を通じて培われた経済学の専門家としての見識に基づき、監督機能を果たしております。
4. 島田晴雄氏は現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会最終の時をもって10年となります。

5. 渡邊啓司氏は、社外取締役候補者であります。
なお、当社は、渡邊啓司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合は引き続き独立役員とする予定であります。
6. 渡邊啓司氏を社外取締役候補者とした理由は以下の通りであります。
同氏は会計専門家としての経験と専門知識を有しており、会計専門家としての客観的立場から当社の経営に対する適切な監督を行っております。
7. 渡邊啓司氏は現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
8. 長坂道広氏は、社外取締役候補者であります。
9. 長坂道広氏を社外取締役候補者とした理由は以下の通りであります。
同氏は、(株)日本M&Aセンター 総合企画本部営業支援部営業支援部長を兼務しておりますが、同社とは企業オーナーへの財産・事業承継・不動産コンサルティングについての業務提携を行っております。同氏の営業ノウハウや営業推進などに関する有益な助言をいただくとともに、同社との関係を強固にし、事業の発展を図るために選任をお願いするものであります。
10. 長坂道広氏は現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
11. 当社は、島田晴雄氏、渡邊啓司氏及び長坂道広氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、5百万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。なお、島田晴雄氏、渡邊啓司氏及び長坂道広氏の再任が承認された場合、当社は島田晴雄氏、渡邊啓司氏及び長坂道広氏との間で、上記責任限定契約を継続する予定であります。
12. 所有する当社の株式数には、平成28年12月31日現在の役員持株会名義分を含んでおります。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役 六川浩明氏は、本総会終結の時をもって任期満了となり、監査役 杉田圭三氏は本総会終結の時をもって辞任されます。つきましては、監査役（社外監査役）1名の選任をお願いするものであります。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次の通りであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株 数の数
ろくがわひろあき 六川浩明 (昭和38年6月10日)	平成9年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 平成9年4月 堀総合法律事務所 入所 平成14年6月 Barack Ferrazzano法律事務所（シカゴ）入所 平成17年4月 千葉大学法科大学院 講師 平成19年3月 東京青山・青木・狛 Baker&Mckenzie法律事務所 入所 平成19年10月 産業技術大学院大学 講師（現任） 平成20年4月 小笠原六川国際総合法律事務所 代表弁護士（現任） 平成20年10月 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 職業能力開発総合大学校 講師 平成21年3月 当社社外監査役（現任） 平成21年4月 成城大学法学部 講師 平成22年12月 ㈱夢真ホールディングス 社外監査役（現任） 平成24年4月 東海大学大学院 実務法学研究科 教授（現任） 平成25年1月 ㈱システムソフト 社外監査役（現任） 平成28年6月 ㈱医学生物学研究所 社外監査役（現任） （重要な兼職の状況） 小笠原六川国際総合法律事務所 代表弁護士 ㈱夢真ホールディングス 社外監査役 ㈱システムソフト 社外監査役 ㈱医学生物学研究所 社外監査役 産業技術大学院大学 講師 東海大学大学院 実務法学研究科 教授	4,034株

- (注) 1. 六川浩明氏は、社外監査役候補者であります。
 なお、当社は、六川浩明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合は引き続き独立役員とする予定であります。
2. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 六川浩明氏を社外監査役候補者とした理由は以下の通りであります。
 同氏は、弁護士としての専門的な見地と豊富な経験に基づき、当社の監査役として経営全般の監視をお願いするとともに、有効な助言をしていただくことができると判断し、選任をお願いするものであります。
4. 六川浩明氏は、現在、当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
5. 社外監査役との責任限定契約の内容の概要は以下の通りであります。
 当社は六川浩明氏と、会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、5百万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。なお、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の、上記責任限定契約を継続する予定であります。
6. 所有する当社の株式数には、平成28年12月31日現在の役員持株会名義分を含んでおります。

以上



株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区元赤坂二丁目2番23号
明治記念館 2階 蓬莱の間
TEL 03-3403-1171



交通 JR 中央・総武線 信濃町駅より徒歩3分
東京メトロ銀座・半蔵門線 青山一丁目駅(2番出口)より徒歩6分
都営地下鉄大江戸線 国立競技場駅(A1出口)より徒歩6分

●お車でのご越しの場合は、首都高速4号新宿線 外苑出口をご利用ください。